

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討				
税 目	消費税				
要 望 の 内 容	<p>社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療に係る消費税は非課税とされているところ。一方、医療機関や保険薬局の医療機器等の仕入れに係る消費税については、課税扱いであり、その税負担分については、社会保険診療報酬において措置されているところである。</p> <p>今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、そのあり方について速やかに検討することが適当である。</p> <p>（消費税法6条、消費税法施行令第14条、15条、16条）</p> <table border="1" data-bbox="874 909 1485 999"> <tr> <td data-bbox="874 909 1222 999">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 909 1485 999">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等について、安定した経営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、社会保険診療は国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療に係る消費税は非課税とされているところ。一方、医療機関や保険薬局の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いではあるが、実際には、社会保険診療報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置されている。しかしながら一部の医療機関等からは、社会保険診療報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや医療機関における負担等を含め、消費税のあり方について検討していくことが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりをすること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	医療の公共性に配慮した消費税の適切な負担
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行は社会保険診療報酬にて対応している
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現在、社会保険診療等に係る消費税について指摘されている問題については、社会保険診療報酬改定で対応しているところである。一方、消費税のあり方については、平成22年度税制改正大綱において「今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討」するとされている。 したがって本検討にあわせ、社会保険診療に係る消費税に関する仕組みや医療機関等における負担のあり方等についても速やかに検討することが妥当である。	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年、平成20、21、22年度要望</p>	